

船舶安全法施行規則第 1 条第 11 項の水域を定める告示 の一部改正について

平成 21 年 12 月
安全基準課

1. 経緯

船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 4 条の規定により、船舶には、その航行する水域に応じて必要な無線電信等を施設しなければならないこととなっています。

当該無線電信等に係る水域は、船舶安全法施行規則（昭和 39 年運輸省令第 41 号）第 1 条第 10 項から第 13 項において、各々 A1 水域から A4 水域として定義され、具体的な水域は告示で定めることとされています。

今般、海上保安庁より、MF 無線電話等の通信業務を行っている名瀬送受信所の受信機能を、電波環境の良好な地点に移転する旨の連絡がありました。これにより、別添のとおり、現在定めている A2 水域の一部が広がることとなります。

このため、現在当課において「船舶安全法施行規則第 1 条第 11 項の水域を定める告示（平成 4 年運輸省告示第 49 号）」の改正を検討しています。

2. 改正（案）の概要

船舶安全法施行規則第 1 条第 11 項の水域を定める告示第 20 号にかかる水域について、その中心とする地点を変更すると共に、当該水域の半径を 100 海里から 150 海里に拡大します。

3. 改正のスケジュール（予定）

公布：平成 22 年 2 月下旬

施行：平成 22 年 3 月下旬